

栗東市ネーミングライツの導入に関するサウンディング型市場調査実施要領

1. 趣旨

栗東市では、新たな財源確保、施設の魅力や利用率の向上を図ること等を目的に、市が保有する施設等へのネーミングライツ（命名権）の導入を検討しています。

今回のサウンディングは、導入を検討するにあたって本市でのネーミングライツの市場性について調査するもので、民間事業者等の皆様からご意見やアイデアをお伺いすることで、課題やニーズを把握し、今後の効果的な事業実施に資することを目的としています。

2. 実施方法

調査票形式（本市ホームページでのフォーム入力）でご意見等をお伺いします。

いただいたご意見等に対し、後日、個別に意見交換をお願いする場合があります。

3. スケジュール

項目	日程
ご意見等受付期間	令和6年10月7日（月）～令和6年11月29日（金）
個別サウンディング期間	令和6年11月21日（木）～12月5日（木）
実施結果概要公表	令和7年1月（予定）

4. ネーミングライツ（命名権）の概要

ネーミングライツは、本市とネーミングライツパートナーとの契約により、市有施設等に企業名や商品ブランド名等を冠した愛称を付与させる権利（及びこれに付帯する諸権利）を与える代わりに、パートナーからその対価を得ることにより、本市の新たな歳入を確保し、施設の管理運営やイベント運営に役立てるものです。

現時点で本市が想定する対象施設や条件等は、下記資料のとおりです。

- ・栗東市ネーミングライツ制度導入検討施設等一覧【別添1】
- ・栗東市ネーミングライツ制度の概要・考え方【別添2】

5. 参加資格

本市のネーミングライツ事業に関心のある民間事業者、各種団体。

ただし、政治団体、宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体等は対象外とします。

6. サウンディングの内容

- (1) ネーミングライツパートナーとなりうる施設・イベントの有無について
- (2) ネーミングライツ導入時に重視する事項について
- (3) ネーミングライツ料の用途や、提案したい事業について

- (4) 制度設計について
- (5) その他ネーミングライツ制度全般への意見など

7. 留意事項

- (1) 参加の扱い
 - ・今回の調査への参加実績は、ネーミングライツパートナーを公募することとなった場合の評価対象とはなりません。
- (2) 費用負担
 - ・今回の調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (3) 実施結果の公表
 - ・実施結果は、概要を本市ホームページ等で公表します。
 - ・知的財産保護の観点から、結果公表にあたっては、事前に参加者に内容確認を行います。
 - ・参加者が特定できる情報（団体名等）は公表しません。
- (4) 参加除外条件
 - ・「栗東市暴力団排除条例」に規定する暴力団等
 - ・その他サウンディングの相手方として不相当と認められる場合

8. 受付期間

本市ホームページの入力フォームより、必要事項を入力して送信してください。

【受付期間】令和6年10月7日（月）～令和6年11月29日（金）

9. 個別サウンディング期間・会場

【期間】令和6年11月21日（木）～12月5日（木）

〔30分から1時間程度を予定〕

【会場】栗東市役所内会議室 又はオンライン（Zoom）

※詳細は、対象事業者へ個別にご連絡します。

10. 事務局

栗東市 政策推進部 政策調整課 改革推進係

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話：077-551-0327

FAX：077-554-1123

E-mail：seisaku@city.ritto.lg.jp